

Information

学校給食費の一部を助成する制度ができました

小・中学校並びに特別支援学校の小・中学部までに在籍している児童生徒（以下「在籍児童等」という。）の学校給食費に係る経費の一部を助成するもので、保護者の負担を軽減するとともに、少子化対策並びに子育て支援を目的としています。

（助成の範囲・助成額）

- ・3人以上の在籍児童等を有する保護者に対し、3人目以降の給食費を滞納しているもの。
- ・本町の区域内に住所を有する保護者であって、給食費を滞納しているもの。
- ・支払額の全額。

（支給の手続き）

- ・支給手続きにつきましては毎年3月に行なつていただることになります。

（実施時期）

平成21年4月1日から施行

問合せ先
学校給食共同調理場担当
☎ 055-561-4842

空き家情報募集

空き家の有効活用と定住促進を図るために「空き家バンク制度」による空き家を探しています。隣近所で貸したい家、又は売つてもいい家などの情報がありましたら、役場企画課までご連絡ください。

問合せ先
企画課

☎ 66-13402

※受付時間
8時30分～17時30分（平日）
8時30分～21時（休日）

相談窓口

県健康推進課
☎ 055-561-223-1494

峡南保健所発熱相談センター
☎ 055-561-221-8158

「新型インフルエンザ」について

「マスク」の着用・「うがい」・「手洗い」を!!

現在、世界各地において「新型インフルエンザ」が発生し、日本国内への感染拡大が心配されています。休日等を利用して海外旅行や行楽地等へおでかけになり、その後38℃以上の中熱が認められる場合には、次回の相談窓口で健康相談を行つてから最寄りの病院での受診をお願いいたします。

以上の高熱が認められる場合には、次回の相談窓口で健康相談を行つてから最寄りの病院での受診をお願いいたします。

平成21年度から農業委員会は、適正に事務を実施するための指針として、「平成21年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」を策定することになりました。

策定に向けては、事前に農業者や町民の皆さんからのご意見をお伺いし、そのご意見を踏まえながら、活動計画を策定したいと考えております。

つきましては、産業振興課に活動計画（案）がござりますので、縦覧いただきたいうえで、ご意見をお寄せください。

問合せ先
南部町農業委員会事務局

☎ 64-14839

中山間地域等直接支払制度が実施されています

この制度は、農用地の面積が小さい、傾斜がきついなど、平地地域と比べて生産条件が不利な中山間地域等において耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能の維持・増進を一層図るため平成17年度より平成21年度まで5年間実施されます。

平成20年度は以下のとおり集落協定が実施されました。

集落協定名	協定参加	協定面積(m ²)	交付金額(円)
中野	12	8,435	141,708
本郷反田	22	30,511	512,584
本郷西川	22	30,555	494,884
本郷峰	8	16,843	282,962
本郷谷津	13	22,797	382,989
本郷杉尾	15	19,724	331,363
井出	19	16,934	129,827
佐野	29	61,102	702,673
楮根峯	31	45,284	303,825
馬込	24	30,816	517,708
御堂	28	41,982	653,737
向田	19	25,979	372,112
中沢	9	19,074	320,443
計13集落	248	370,036	5,146,815

問合せ先 産業振興課 農政係 ☎ 64-4839

「県民生活センター」の 移転について

電波のルールを守りましょう

移転先
〒400-0035
甲府市飯田一丁目1-20
山梨県JA会館 5階
電話番号
055-2323-1366
県民生活相談
055-235-8455
消費生活相談
055-2323-1366
テレフォンサービス
055-2333-3399

移転先での営業開始日
平成21年6月1日(月)
※情報プラザ(旧西武デパート)で
の営業は、5月29日をもちまして
終了いたしました。

総務省では、6月1日から10日まで
を「電波利用環境保護周知啓発強化期
間」として、電波を正しく利用してい
ただくための周知・啓発活動及び不法
無線局の取締りを強化します。
私たちの生活や安全に必要なテレビ・
ラジオ放送、携帯電話、警察・消防・
救急用無線などの電波利用を保護し、
安全で豊かな社会を実現するために、
電波はルールを守り、正しく使いましょ
う。

問合せは、関東総合通信局
○不法無線局による混信・妨害
03-6238-1939

○テレビ・ラジオの受診障害
03-6238-1945

○地上デジタル放送の受診相談
03-6238-1944

社会保険相談所の開設

相談

日 時
6月24日(水)
午前9時30分～午後4時
場 所
南部町森林組合
竜王社会保険事務所
055-278-1110

法務局なんでも無料相談所

登記・戸籍・供託・訟務・人権擁護
及び成年後見登録等に関することで、
疑問に思っていること、ご不明な点、
お知りになりたいこと等がありました
ら、法務局の職員及び公証人がお答え
する相談所を開設いたしますのでご利用
ください。

秘密は固く守られます。また、事前の
予約も不要です。

日 時
平成21年6月14日(日)

午前9時から3時30分まで
甲府地方法務局4階会議室

相談内容

- ・相続・売買・抵当権抹消等の不動
産登記、会社等の登記の手続きに
関すること
- ・老年寄りの財産等を守る成年後見
制度に関すること

- ・婚姻・離婚・養子縁組・親権等の
戸籍にすることなど
- ・ガソリンや灯油を入れる容器は、消防
法令に定められた容器を使いましょう。

問合せ先
甲府地方法務局
055-252-7151

峡南地域リハビリテーション広域支援センター(し もべ病院内併設)からの お知らせ

リハビリ専門スタッフがリハビリ等
に関する電話相談を行っています。

利 用 時 間
午後1時から午後4時まで
月曜日～金曜日(祝日を除く)
電話番号
055-361-1111

夏のEye愛ひとみ相談会

お子様の見え方について不安を感じ
ている方、成人されてから目に障害を
持ち悩んでいる方、視覚に課題がある
子どもさんを指導している先生など、
目のことであ悩みの方は、お気軽にご
相談ください。

◇日時 及び会場
7月11日(土)、7月12日(日)、8月29日
(月)、30日(火)
山梨県立盲学校
(甲府市下飯田2-10-2)

時間
055-226-3361
午前10時から午後3時まで。

*これは、本校への入学相談会では
ありません。

◇申込み方法
△相談費用 無料
△申込み方法
△相談費用 無料

前日までに電話で申し込みをお願
いします。受付時間は、平日午前9時から午
後5時まで。

◇問合せ先
山梨県立盲学校視覚障害教育相談・
支援センター 担当：佐田
TEL 055-226-3361
FAX 055-226-3362

イベント

「南部寄席」の案内

料 会	日 時	出 演
金 場	平成21年6月28日(日)	牧 伸二
林家たい平 三遊亭好楽	午後1時	
開 演	午後1時30分	
一般前売 南部町文化ホール	一般前売 2,000円	
当 日 券 2,500円	当 日 券 2,500円	※前売券が完売の場合は、 当日券はありません。
問合せ先 南部町文化ホール (☎ 64-3115)	※チケットは5月15日(金)より、中央公民館、富沢公民館、万沢公民館、南部図書館、富沢図書館、なんぶの湯にて発売いたします。	

第9回南部あじさい祭り

開催期間 6月13日(土)から
6月22日(月)まで

開催場所 うつぶな公園

※期間中は土・日に限り南部分庁舎・なんぶの湯・JR内船駅からシャトルバスの運行を予定しています。

問合せ先 南部町役場 産業振興課
(☎ 64-4838)

甲府地方裁判所新庁舍見学会

日 時 平成21年6月19日(金)
午後1時30分から
午後3時ごろまで

内 场	容 所	日 時
参 加 費 無料	募 集 人 員 参加申込	甲府地方法院制度関連施設の説明。 ①裁判員制度 ②民事ラウンジ ③家裁審判廷 施設の見学と各種裁判制度
参 加 費 無料	參 加 費 無料	約50名(先着順) 甲府地方裁判所事務局 総務課庶務係
参 加 費 無料	參 加 費 無料	055-2335-1133
参 加 費 無料	參 加 費 無料	午後1時30分から 午後3時ごろまで

南部図書館 (☎ 62-9292)

○乳幼児お話し会 「のんたんのへや」	6月3・10・24日(水)
○乳幼児リトミック教室	6月17日(水)
○わくわくお話し会	6月27日(土)
○高齢者お話し会	6月25日(木)
○乳幼児のおはなしの部屋	6月4日(水)

図書館ボランティア
午前10時30分～

富沢図書館 (☎ 66-3278)

講師 鍋田真紀子先生

6月11・18・25日(水)

○乳幼児のおはなしの部屋
手遊び・紙芝居・本の読み聞かせ

国民健康保険からのお知らせ こんなときには必ず14日以内に届出をしましょう

こ ん な と き

届 出 に 必 要 な も の

国保に加入するとき	他の市区町村から転入してきたとき	他の市区町村の転出証明書、印かん
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書、印かん
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者でなくなった理由の証明書、印かん
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳、印かん
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、印かん
	外国籍の方が加入するとき	外国人登録証明書
国保をやめるとき	他の市区町村に転出するとき	保険証、印かん
	職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の健康保険の保険証（保険証が未交付の場合は加入了ことを証明するもの）、印かん
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	保険証、印かん
	国保の被保険者が死亡したとき	保険証、印かん
	生活保護を受けるようになったとき	保険証、保護開始決定通知書、印かん
	外国籍の方がやめるとき	保険証、外国人登録証明証
その他	退職者医療制度の対象となったとき	保険証、印かん、年金証書
	町内で住所が変わったとき	保険証、印かん
	世帯主や氏名が変わったとき	保険証、印かん
	世帯が分かれたり、一緒になったとき	保険証、印かん、在学証明書
	修学のため、別に住所を定めるとき	保険証、印かん、在学証明書
	保険証をなくしたとき（あるいは汚れて使えないとき）	本人であることを証明するもの、印かん、（使えなくなった保険証）

国民健康保険に関する問合せ先 住民課 国保年金係 (☎ 66-3405)